

契約条項 JXTA001A_210416

第1条(目的)

本契約条項は、注文書記載の契約対象商品(以下機械という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。

第2条(設置場所)

機械の設置場所は注文書記載のとおりとします。

第3条(契約期間)

1. 本契約期間は注文書記載のとおりとします。

2. 前項の契約期間満了後、甲が機械の保守サービスおよびドラム等の感光体(以下ドラムという)、消耗品の供給を希望するときは、甲は次の方式から選択するものとし、乙が甲の選択した方式を適用可能と判断した場合、乙はこれに従って実施します。

(1) 乙所定の有料オーバーホールを実施した上、本契約を3年間延長する。

(2) 乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。

(3) スポット保守方式およびドラム、消耗品等、部品の別売方式とする。

3. 契約期間中および第2項(1)の延長期間において、甲が機械の占有を喪失した場合または機械を取得もしくは占有した法律上の原因が解除もしくは解約により終了した場合、乙は通知のみで本契約を終了させることができます。

第4条(適用料金)

本契約における適用料金は、注文書記載の適用料金の区分にもとづき基本契約書記載の料金表のとおりとします。ただし、料金表に記載される金額には、消費税および地方消費税は含まれず、甲はトータルサービス料金と併せて消費税および地方消費税を乙に支払うものとし、

第5条(料金計算の開始日および開始メーターカウント)

料金計算の開始日は本契約の開始日とします。また、開始メーターカウントは注文書記載または、甲から送付される「メーター連絡票」記載のとおりとします。

第6条(料金計算の締切日)

毎月の料金計算の締切日は基本契約書記載の締切日とし、本契約における初回締切日は注文書記載のとおりとします。

以上